

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する
命令の一部を改正する命令の制定に際し、
意見公募手続きを実施しなかった理由について

令和8年8月5日
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
こども家庭庁成育局母子保健課

今般制定された、独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令（令和8年内閣府・厚生労働省令第〇号）は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理を行うものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続きを実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続きを実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課